

持続化・家賃支援給付金・国保料減免制度を活用しつロナ禍も乗り切ろう！

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141
年 9月 21日

持続化給付金・家賃支援給付金 国など行政の対応の遅さに怒り！

木戸支部 飲食業〇さん

商売を初めて三十年になります。新型コロナウイルスの影響を受けお客様はかなり減りました。元のように客足は戻らない状況です。この間、県・市の休業補償から始まり、持続化給付金や家賃支援給付金と相談会に参加して申請してきました。

とても自分一人では申請できませんでした。

民商に入つていて良かった。家賃支援給付金は一ヶ月もかかってやっと振り込まれましたが、提出書類にも苦労しました。商売が続けられるか心配で給付金が振り込まれるまで安心できませんでした。国の対応は遅いと思います。

「給付金受けられて良かつた」 駅前支部で毎月相談会を開催



駅前支部で飲食店を経営するAさん、「コロナ禍状況のなかお客さんが激減！収入も半減してしまいました。

Aさんは「従業員と自分の生活の為にも商売を辞める事は出来ない！」と持続化給付金の申請に挑戦！支部で毎月開催されている相談会に参加して申請を行いました。

電子申請のみでしか受け付けない為、慣れないパソコンの操作で申請に苦労しましたが、仲間からも励まされながら無事申請、給付金も振り込まれました。「今度は家賃支援金と国保の減免に挑戦する」と意気込んでいます。

「国保料が減免されるなんて知らなかつた」 相談会の案内で訪問活動・大形支部

大形支部では8月の支部役員会で「コロナ対策の制度を知らない会員はまだいる」と議論し、9月11日に支部での相談会を計画。その議論の中で「制度を知らないれば参加者も来ない」と訪問も併せて計画しました。

訪問では長崎誠青年部長（収集運搬）を先頭に、「コロナでの国保料減免制度を知っていますか？」と問い合わせながら進めました。すると訪問したほとんどの会員が

「え？ 国保料が安くなるの？」など制度を知らない反応が。11日の相談会を案内すると「是非出たい」などの声が出されました。



相談会には4名が参加。各種制度の説明や計算方法などを学び合いました。「年間売上3割より月に50%減だから持続化だな」「見込みを出すのが難しい」など様々な意見が出され、活発な交流となりました。支部では引き続き17日にも学習会を開催する予定です。

日程

9月25日(金)	第3回三役会議
9月26日(土)	集団健診
10月3日(土)	青年部会

松浜支部・パソコン学習会

請求書を題材にエクセルの基本操作を習得

9月11日に松浜支部でパソコン学習会が開催され7名が参加しました。
「娘にも覚えてもらう」と親子参加の方や「興味があるから見学に来た」という方も。

学習会の内容は、あらかじめ文字が打たれたデータを使い、「文字の編集」「セルの結合・調整・挿入・削除」「コピー」「貼り付け」「数式」「罫線の引き方」「式の入れ方」の順に編集していく、見本として配った請求書を完成させるという手順です。

参加者はパソコンを持参し、プロジェクトの画面を見ながら、分からぬ所、説明についていけなかつた所はその都度質問し、作成していきます。
パソコンの学習会は昨年から開催しており、今回使つた請求書を題材にした学習会は3回目。何度もつまづくことなく完成させた方もいました。

また、学習会終了後に参加していた婦人部の方達と相談し、来月には支部での「婦人部ランチ会」を開催する事も決まりました。

部会・交流会の案内をアンケートを持つて北区の青年部員を訪問・青年部・

9月14日(火) 青年部・中村浩副

部長を先頭に、松浜・南浜の青年部員を「全国業者青年オンライン交流会」「青年部部会」「青年部アンケート」の件で訪問しました。

9月19日のオンライン交流会は

土曜日の昼間といふことでなかなか参加は難しいといふ反応。しかし10月3日の部会は前向きに検討する様子でした。アンケートでは、興味がある事に丸をつけてもらひ簡単な内容なので、皆快く記入しました。



これにする

このデータを…

マイナンバー制度について
この変更をどうぞお読み下さい。

政府はポストコロナ時代の政策としてデジタル化を一番に掲げ、「コロナ禍を利用して行政手続きのオンライン化を狙い、サービスを受ける条件としてマイナンバー制度をあらゆる分野で運用していく」としています。
制度開始から個人番号の漏えいが相次ぐうえ、「番号は聞かれず、全くメリットのない失敗の政策です。国が大企業と一緒に国民生活の監視と情報の売買を達成しようとする危険な狙いは明確です。

新型コロナ感染拡大を受けて、携帯電話のアプリを使った感染者の把握や、ポイント還元によるキャッシュレス・カードの利用促進も勧めています。更には低迷しているマイナンバーカード普及を促進させるため、この機に乗じて、カード登録者に5,000円分のポイントが還元される「マイナポイント」を「コマーシャルなどで執拗に宣伝しています。その還元される5,000円も原資は私たちが納めている税金です。現状の景気後退に対処していくためにも、大手IT企業をはじめとする大企業のみが利益を得ていく経済施策ではなく、国民の暮らしや中小業者の経営支援に直接つながるものに切り替えさせていきましょう。

令和2年分の所得税確定申告から

青色申告特別控除額・基礎控除額 が変わります!!

◆改正1 個人の方の所得税について

- 青色申告特別控除額 (65万円→55万円)
- 基礎控除額 (38万円→48万円)

◆改正2 引き続き65万円の青色申告特別控除を受けるためには

- e-Taxによる申告(電子申告) 又は
- 電子帳簿保存 が必要

※電子帳簿保存の適用を受けるには、令和2年分に限っては、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存が必要となります。